

知的財産高等裁判所設置法及び 裁判所法等の一部を改正する法律について（概要）

～ 知的財産に関する事件についての審理の一層の充実・迅速化のために ～

今般の改正事項

裁判所の専門的処理体制の
一層の強化のために

知的財産高等裁判所を設置しました
知的財産に関する事件における
裁判所調査官の権限を拡大・明確化しました

営業秘密の保護の強化及び
侵害行為の立証の容易化
のために

秘密保持命令を導入しました
書類提出義務の有無に関する非公開審理手続
を整備しました
営業秘密が問題となる訴訟における公開停止の
要件・手続を整備しました

紛争の実効的解決
(侵害訴訟と無効審判の関係の整理等)
のために

無効審判により無効にされるべきものと
認められる特許等の権利行使を制限しました
侵害訴訟と無効審判の連携を強化しました